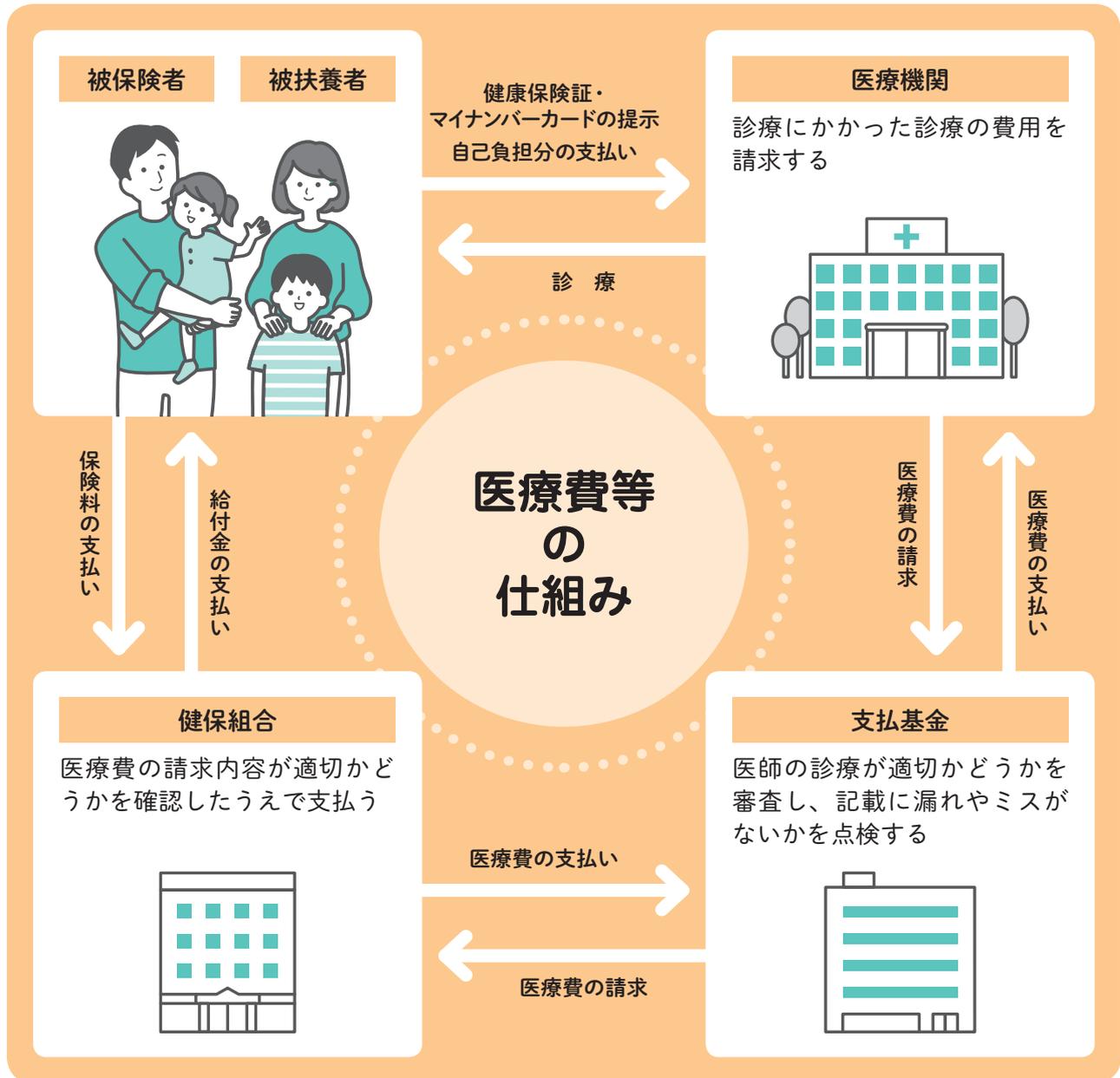


医療費支払いの仕組みについて

健康保険証・マイナンバーカードを提示して医療機関を受診したときは、受診者は健康保険法で定められている自己負担額(医療費の2割～3割)を窓口で支払います。では、残りの医療費(7割～8割)はどのような流れで支払われるのでしょうか。



医療機関は1カ月分(1日～末日)の医療費を取りまとめ、診療報酬明細書(レセプト)を作成します。そのレセプトを、審査および支払いを行う「社会保険診療報酬支払基金」へ自己負担以外の医療費を請求します。

支払基金では、レセプトの内容が適正であるか審査し、医療機関から請求された医療費の支払い、健保組合ごとに取りまとめた医療費を各健保組合へ請求します。

支払基金の審査を経たレセプトは受診した月から2カ月後、健保組合に到着します。健保組合では医療費の支払いやレセプトの内容点検、被保険者へ支払うための保険給付金(高額療養費や付加金)の決定を行います。